しぶや青色

平成２５年　１１月号 第５１７号　一般社団法人渋谷青色申告会事務局発行

150-0041
東京都渋谷区神南1-8-17
TEL　03（3463）7043
FAX　03（3770）8739
ホームページ
http://www.428aoiro.jp/

税務署からのお知らせ

～「青色決算説明会・消費税等説明会」の御案内～

＜説明事項＞

1．所得税の青色申告決算書の作成及び青色申告特別控除の適用要件（貸借対照表の説明を含む。）
2．消費税等の届出に関する手続、課税売上高の判定、課税売上げの区分整理の方法及び申告書の書き方
3．　e-tax（国税電子申告・納税システム）の概要及び利用開始に当たっての手続
4．所得税の改正事項

＜開催日時・会場等＞

<table>
<tr><th colspan="2">開　催　日　時</th><th>対　象　者</th><th colspan="2">会　場（渋谷税務署７階）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">１１月２８日(木)</td><td>9時３０分～１１時３０分</td><td>不動産所得</td><td rowspan="2">共用会議室</td><td rowspan="3">渋谷区宇田川町
１－１０
渋谷地方合同庁舎
ＪＲ・東京メトロ
東急・京王
「渋谷駅」下車
徒歩１２分
TEL3463-9181</td></tr>
<tr><td>１３時３０分～１６時００分</td><td>事業所得</td></tr>
<tr><td>１１月２９日(金)</td><td>１３時３０分～１６時００分</td><td>事業所得</td><td>大会議室</td></tr>
</table>

※消費税関係についての説明は、税理士に講師をお願いしています。

＜その他＞

1．御来場の際には、筆記具を携行してください。
2．年末調整関係書類、給与支払報告書などの用紙については税務署２階エレベーター前に用紙コーナーを設置してありますので御利用ください。
3．会場には駐車場がありませんので、お車での来場は御遠慮ください。

お済みですか？消費税の届出！

◎　消費税課税事業者について

平成 23 年分の課税売上高（輸出などの免税取引を含め、返品、値引き、割戻しの金額を差し引いた金額）が 1,000 万円を超える場合は、平成 25 年分において消費税の課税事業者となり、消費税の確定申告書の提出等が必要になります。また、平成 23 年分の課税売上高が 1,000 万円以下であっても、平成 25 年分において消費税の課税事業者となる場合があります。詳しくは国税庁ホームページを御確認ください。

新たに消費税の課税事業者に該当される場合は、お早めに「消費税課税事業者届出書」を提出してください。

◎　簡易課税制度選択届出書について

平成 24 年分の課税売上高（輸出などの免税取引を含め、返品、値引き、割戻しの金額を差し引いた金額（税抜き））が 5,000 万円以下の場合は、平成 26 年分について簡易課税制度を選択することができます。

平成 26 年分について簡易課税制度の適用を受けようとする場合は、「消費税簡易課税制度選択届出書」を、必ず、平成 25 年 12 月 31 日までに提出してください。

文書回答制度をご利用ください！

納税者の皆様からの質問に対して国税局が文書で回答します。

納税者の皆様から、申告期限等の前に「具体的な取引等に係る税務上の取扱い」に関して、文書による回答を求める旨の照会を受けた場合には、一定の要件の下に文書回答を行います。この手続きは、他の納税者の皆様の予測可能性の向上に役立てていただくため、照会内容・回答をホームページで公表するという納税者サービスです（照会者名は原則非公表です。）。

なお、この手続の詳細については、東京国税局ホームページのトップ画面下部の文書回答制度バナーからご覧ください。

※ 東京国税局ホームページアドレス http：//www. nta. go. jp/tokyo

【渋谷税務署からのお知らせ】

平成26年４月１日から消費税（地方消費税を含む。）の税率が８％に引き上げられます。

消費税の①転嫁に関する問合せ、②広告・宣伝に関する問合せ、③総額表示に関する問合せ、④便乗値上げに関する問合せは、政府共通の相談窓口「消費税価格転嫁等総合相談センター」で受け付けています。

〔専用ダイヤル〕 0570－200－123（受付時間：平日9:00～17:00（平成26年3月・4月は土曜日も受け付けます。）

〔ホームページURL〕 http://www.tenkasoudan.go.jp（24時間受付）

青色申告会からのお知らせ

12月2日(月)より、決算・確定申告指導のご予約受付開始！！

別紙スケジュール表をご覧のうえ、ご都合の良い日時をお申込下さい。
ご予約は１月２１日（火）以降となります。

なお、平成２５年分の確定申告期限は所得税３月１７日（月）、消費税３月３１日（月）になります。決算・確定申告のご予約・各種イベントのお申込は事務局まで

＊ 12月の税務相談日 ＊

～ 当会会員の税理士による「税務相談会」を是非ご利用下さい ～

＜日　　時＞ １２月１８日（水） 午前１０時～午後４時 （お一人約１時間を予定）

＜場　　所＞ （一社）渋谷青色申告会館　　**費　　用** 無　　料

★ **お申込み、お問合せは事務局まで** TEL：03(3463)7043 URL：http://www.428aoiro.jp/

年払い・半年払いで今年の所得控除に間に合います！

＊　小規模企業共済制度のご案内　＊

★ 小規模企業共済とは・・　個人事業主、共同経営者、会社役員（小規模）の退職金制度です。
共同経営者は個人事業主１人につき２人まで加入できます。

★ 共済掛金は・・・・・・　月額１，０００円～７０，０００円で加入後の変更も可能
半年払い、年払いＯＫ！
掛金は全額支払った年分の所得控除の対象になります。

★ 共済金の受取りは・・・　個人事業主の廃業、共同経営者の退任、役員の退任、死亡、老齢給付等
一括受取は退職所得・分割受取は雑所得（公的年金等）
受取るときも節税のメリットがあります。

★ 加入申込、お問合せは・・（一社）渋谷青色申告会　　℡3463-7043　中山まで

都税からのお知らせ

11月は個人事業税第2期分の納期です

８月にお送りした納付書により、12 月 2 日（月）までにお納めください。

＜ご利用になれる納付方法＞

① 金融機関※1・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口

② 口座振替※2

③ コンビニエンスストア※3

＜利用可能なコンビニエンスストア＞
くらしハウス　ココストア　コミュニティ・ストア　サークルK　サンクス　スリーエイト　スリーエフ
生活彩家　セブン-イレブン　デイリーヤマザキ　ファミリーマート　ポプラ　ミニストップ
ヤマザキデイリーストアー　ローソン　MMK 設置店（コンビニ以外の店舗を含む。ただし、無人端末は除く。）

④ 金融機関※1・郵便局の Pay-easy（ペイジー）対応のＡＴＭ、インターネットバンキング、モバイルバンキング※4

※１　一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。
※２　申込方法等の詳細は、主税局徴収部納税推進課口座振替係（03-5912-7520）へお問い合わせください。
※３　納付書１枚あたりの合計金額が 30 万円までの納付書（バーコードがあるもの）に限ります。
※４　○ Pay-easy（ペイジーマーク）の入っている都税の納付書に限ります。
○領収証書は発行されません。領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。なお、ペイジーで納付した場合に限り、「都税納税確認書」を発行しておりますので、ご希望の方は各都税事務所等までご連絡ください。
○新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングをご利用する方は、事前に金融機関へのお申込みが必要です。
○システムの保守点検作業のため、一時的にご利用できない場合があります。

【お問い合わせ先】渋谷都税事務所　電話 03-3463-4311（代表）
＜課税について＞　個人事業税係　＜納税について＞　徴収管理係

10月20日(日)秋の日帰りバス旅行　実施

房総館山古民家レストラン懐石料理と野菜詰め放題

御　昼　食　風　景

さつま芋・にんじん・里いも・玉ねぎ
詰め放題の野菜に思わずニッコリ

◎総勢５１名

雨の中ご参加ありがとうございました
寒い一日となりましたが楽しんでいた
だけましたでしょうか？

11月2日(土)・11月3日(日)

第３６回渋谷区くみんの広場　　ふるさと渋谷フェスティバル　開催

☀☀　お天気にも恵まれ楽しい“広場”となりました　☀☀

今年も税務関係団体のテントにて「税金クイズ」を行いました。

お答えいただいた方にもれなくお花の鉢植えを差し上げました。

渋谷税務署長はじめ納税団体長のみなさんと川口会長

川口会長と女性部役員さん

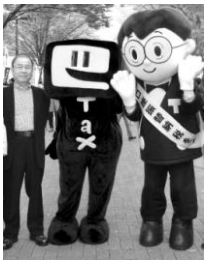

川口会長とイータ君・たくちゃん

テント前のにぎわい

★12月事務局では毎週土曜日の午前中就業いたしております。
なお、御用納めは27日(金)。新年は1月6日(月)より就業いたします。

★ お申込み、お問合せは事務局まで℡：03(3463)7043　URL：http://www.428aoiro.jp/